

1	リフォームローン
---	----------

2024年1月4日現在

商 品 名	⑨日専連ニックリフォームローン (日専連ニックコーポレーションの保証付)
-------	--

ご利用いただける方	<p>以下の条件を満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(株)日専連ニックコーポレーションの営業区域内に1年以上居住し、借入時に年齢が満20歳以上満60歳以下の方で、最終返済時満70歳以下の方。 ・安定継続した収入があり、かつ申込本人の前年年収が200万円以上の方。 ・給与所得者の方は勤続年数2年以上、法人役員、自営業者の方は3年以上勤務または営業されている方。 ・(株)日専連ニックコーポレーションの個人会員で保証を受けられる方。 ・年収別に定める返済比率の範囲内の方。 ・当金庫の会員もしくは会員となれる資格を有する方。 ・原則として当金庫が指定する団体信用生命保険または三大疾病特約団信保険に加入できる方。(ご融資利率に保険料相当の利率が加算されます) <p>※詳しくは当金庫本支店の窓口でお問い合わせください。</p>
お 使 い み ち	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅、店舗、事務所の増改築資金および設備機器購入資金(冷暖房・給排水設備、電気工事等)。 <p style="text-align: center;">ただし、工事代金は工事業者への振込みを条件とします。</p>
ご 融 資 限 度 額	<ul style="list-style-type: none"> ・10万円以上1,000万円以内(1万円単位)
ご 利 用 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・1年以上15年未満
ご 融 資 利 率	<ul style="list-style-type: none"> ・変動金利型、固定金利期間特約型のいずれかを選択できます。 ・固定金利期間特約型の固定金利特約期間は、当初3年、5年、7年、10年の4種類から選択できます。なお特約期間終了後は変動金利へ移行します。 ・変動金利型の融資利率は、当金庫長期プライムレート(基準金利)と同率を適用させていただきます。 ・固定金利特約型の融資利率は、当金庫基準金利に固定金利特約期間に応じた利率を加算した利率を適用させていただきます。 ・変動金利の利率は基準金利の変更に伴い、その変更幅と同じだけ引き下げ、または引上げられます。 ・金利変動時の上限利率は、当初契約時の基準金利に4%を加算した利率となります。(ただし、団信保険等加入の場合、上限利率が上がります) ・変動金利の利率は毎年2月1日と8月1日現在の基準金利により、各々3月と9月の約定返済日の翌日から新利率を適用させていただきます。 ・固定金利型への変更はできません。

ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月払の元利均等払いとし、ボーナス時、増額返済の併用も可能です。ただし、ボーナス返済分はご融資額の50%以内で年2回6か月毎の返済となります。 ・融資利率の見直しが行われた場合、新融資利率、残存元金、残存期間にもとづいて返済額が変更になります。
保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"> ・保証人は、原則として1名必要となります。(配偶者又は親族も可とします。) ただし、抵当権の順位により別途連帯保証人を追加する場合があります。 ・担保は、原則不要とします。 ただし、500万円を超える融資額の場合は求償権担保を設定させていただきます。
手数料・保証料	<p>保証料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(株)専連ニックコーポレーションの定めにより必要となります。 ただし、保証料は融資利率に上乘せとします。 <p>手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅ローン事務手数料が必要となります。(有担保のみ) ・期限前に返済されますと住宅ローン期限前返済手数料が必要となります。 <p>手数料は、繰上完済・一部内入1件ごとに計算します。</p> <p>※詳しくは、当金庫ホームページ掲載の「各種手数料一覧表」または当金庫本支店の窓口へお問い合わせください。</p>
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・お申込みに必要な書類 <ul style="list-style-type: none"> ・日専連あばしりしんきんローン借入申込書。 ・本人、連帯保証人の確認資料。(健康保険証又は運転免許証の写等) ・本人、連帯保証人の所得証明書または源泉徴収票の写し。 ただし、自営業者は、納税証明書(その2)確定申告書写し、(税務署の受付印のあるもの)住民税決定通知書の写し等 ・本人・連帯保証人の印鑑証明書。 ・工事請負契約書または工事見積書 ・既抵当権設定がある場合は残高証明書。
苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理部(9時～16時50分、電話：0152-44-7116)にお申し出ください。また、北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話：011-221-3273)、全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)でも苦情等のお申し出を受け付けています。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)、札幌弁護士会(電話：011-251-7730)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク管理部、北海道地区しんきん相談所、または全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

そ の 他	<ul style="list-style-type: none">・お取扱店舗は以下の通りです。 釧路支店、釧路北支店、帯広支店、音更支店を除く全店舗。・審査の結果ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 <p>※現在のご融資利率やご返済額の試算等詳しい内容につきましては、当金庫本支店の窓口でお問い合わせください。</p>
-------	--